

立命館慶祥中学校 生徒会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は立命館慶祥中学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は学校の教育活動の一環として全会員で協力し合い、自主性をもって、学校生活を向上させる事を目的とする。
- 第3条 本会は立命館慶祥中学校生徒を会員とする。
- 第4条 本会員は次の権利及び義務を有する。
1. 役員を選出する権利を有する。
 2. 役員になる権利を有する。
 3. 全ての会議に出席して発言が出来る。ただし、議長の許可を要する。
 4. 各会費を規定により納入しなければならない。
 5. 生徒会の規約を守り、その決議を実践しなければならない。
 6. 会員は生徒総会に出席しなければならない。

第2章 業務

- 第5条 本会は目的達成の為、次の業務を行う。
1. 校内生活に関する事。
 2. 校外生活に関する事。
 3. 各クラブによる趣味同好の研究活動。

第3章 役員

- 第6条 本会は目標達成の為、次の機関をおく。
1. 生徒総会
 2. 生徒会役員会
 3. クラブ部長会議
 4. 中学協議会
 5. 常任委員会
 6. 風紀委員会
 7. 環境委員会
 8. 図書委員会
 9. 体育委員会
 10. 選挙管理委員会
 11. 生徒会報委員会
 12. 会計監査委員会
 13. 特別委員会

第4章 生徒総会

- 第7条 生徒総会は生徒会機関の最高意思決定機関である。
- 第8条 生徒総会は年2回開催する。ただし、役員会が必要と認めた場合、臨時総会をおくこととする。
- 第9条 生徒総会は全会員の4分の3以上の出席を以って成立する。
- 第10条 総会の議決は出席会員の過半数によって決まる。
- 第11条 総会の議長、副議長は会員中より、役員会において指名する。

第5章 生徒会役員会

- 第12条 生徒会役員会は生徒会の業務執行機関である。
- 第13条 役員会は会長1名、副会長2名、書記3名、会計3名の計9名をもって構成する。
- 第14条 役員は全会員の直接選挙によって選任される。
- 第15条 役員の任期は11月から一年間とし、再任は妨げない。
- 第16条 会長は次の権利と義務を有する。
1. 役員会を代表統括する。
 2. 委員会を招集する事が出来る。
 3. 決議事項は生徒部長を通じて学校に提出する。
 4. 役員会の全ての決議事項は全会員に公示しなければならない。
- 第17条 副会長は会長を補佐し、会長が支障ある場合はその代理を行う。
- 第18条 書記は会議の記録及び書類の整理、保管を行う。また、生徒総会において決定した事項の再確認をしなければならない。
- 第19条 会計は会計業務を行い、その規定は第10章にこれを定める。
- 第20条 役員会は次の業務を行う事が出来る。
1. 総会及び中学協議会、部長会議における決議事項の執行
 2. 生徒会行事の年間計画の作成及び具体案の作成
 3. 予算案の作成、決算の報告
 4. 各委員会・各クラブの活動方針・活動計画
 5. 規約の改廃の発議
 6. 特別行事の立案と特別委員会の設置
- 第21条 役員会は生徒総会で不信任が決議された場合、総辞職しなければならない。
- 第22条 役員会が総辞職をした場合は新役員会が設立するまで旧役員会がこの職務を執り、1ヶ月以内に新役員を選出しなければならない。

第6章 クラブ部長会議

- 第23条 部長会議は役員会と各クラブの部長によって構成される。
- 第24条 部長会議の議長・副議長は各1名とし、議事進行は役員会が務める。
- 第25条 部長は常に部活動に対し部長会議の状況を詳細に報告し、部活動の総意を部長会議に反映するように最善を尽くさなければならない。
- 第26条 部長会議は生徒会役員会が招集する。
- 第27条 部長会議の議決は出席者の過半数によって決まる。

第7章 中学協議会

- 第28条 中学協議会は生徒総会に次ぐ一議決機関である。
- 第29条 中学協議会は役員会と学年常任・風紀・環境・体育・図書各委員会委員長によって構成される。
(合計13名)
- 第30条 中学協議会の議長・副議長は各1名、書記は2名とし、各学級の学級代表より生徒会会長が指名する。
- 第31条 常任委員は常にH・Rに対し中学協議会の状況を詳細に報告し、H・Rの総意を中学協議会に反映するよう最善を尽くさなければならない。
- 第32条 中学協議会は生徒会役員会が招集する。
- 第33条 中学協議会の議決は出席者の過半数によって決まる。

第8章 委員会

- 第34条 次の委員会を置き、委員長1名、副委員長1名、書記2名を設ける。各HRでは委員を男女1名ずつ選出しなければならない。ただし、選挙管理委員は後期のみの選出とする。
1. 常任委員会
 2. 風紀委員会
 3. 環境委員会
 4. 体育委員会
 5. 図書委員会
 6. 選挙管理委員会
 7. 生徒会報委員会
- 第35条 各HRでは委員を男女1名ずつ選出しなければならない。
- 第36条 選挙管理委員は後期のみの選出とする。
- 第37条 常任・風紀・体育・図書・環境各委員の任期は半期とし再任は妨げない。
- 第38条 生徒会報委員の任期は通年とする。
- 第39条 常任委員会は、立命館慶祥中学校高等学校の業務執行機関のひとつである。
- 第40条 常任委員は、各クラス常任委員の代表2名によって構成される。
- 第41条 常任委員会「全体会」は、中高6学年の生徒が一同に会し、学校全般の生徒活動にかかわる諸問題の解決や課題の克服を目指して活動する。また、常任委員は、全体会の議題や連絡事項を受けて、「学年常任委員会」を開催することができる。
- 第42条 常任委員は、常にH・Rに対し、常任委員の状況を詳細に報告し、また、H・Rの相違を常任委員会に反映するように最善を尽くさなければならない。
- 第43条 全ての委員会の各委員長・副委員長は学級から選出された委員より互選される。
- 第44条 各委員会はその期立案・計画をし、それを実践する事を原則とする。
- 第45条 各委員会の委員長は、その期の立案・計画を書面で会長に報告しなければならない。

第9章 会計

- 第46条 本会の会費は生徒会費、臨時収入を以ってこれに当てる。
- 第47条 生徒会費は年額4,800円徴収し、入会金は2,000円とし新会員より徴収するものとする。
- 第48条 支出請求は生徒部担当教員の承認を得なければならない。
- 第49条 支出予算はその目的以外に使用してはならない。
- 第50条 生徒会本部予算は会計によって編成し、いかなる予算よりも優先される。
- 第51条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第10章 会計監査委員会

- 第52条 会計監査委員会は生徒会の会計業務を監査し、その運営の適性を図る事を目的とする。
- 第53条 会計監査委員会はあらゆる生徒会機関に対して独立の地位を持ち、何らかの干渉を受けることはない。
- 第54条 会計監査委員会は生徒会役員会が指名する。
- 第55条 会計監査委員会は生徒会役員会に属しているものを除く全会員の中から選出された委員3名で構成され、委員の互選によって選出された委員長が代表とする。

第11章 クラブ規定

- 第56条 会員はクラブ活動に参加することができる。
- 第57条 各クラブは互選により部長、副部長、会計をそれぞれ1名置く。
- 第58条 各クラブ部長は、その部員名簿を生徒会役員会に指定した期日までに提出しなければならない。
- 第59条 クラブ予算の作成に関し各クラブ部長は役員会会計にその所管に関する予算の概算額と事業計画を添えて、指定された期日までに提出しなければならない。提出なき場合は役員会会計の決定に異存ないものとする。
- 第60条 各クラブは現金出納簿を作成しなければならない。また、部費を部員から徴収しているクラブは、年度内に必ず1回会計監査を行い、監査報告を生徒会役員に次年度4月末までに提出すること。
- 第61条 購入物品は各クラブが責任を持って管理・保管し、部長が交代のときは引き継ぎを速やかに行う。
- 第62条 各クラブ部長は、毎会計年度後2週間以内に現金出納簿を役員会に提出しなければならない。

第12章 議長

- 第63条 議長は、生徒総会を運営する最高責任者である。
- 第64条 議長は、次の権利と義務を有する。
1. 生徒総会を代表統括し議事の運営を掌る。
 2. 質疑、討論その他に発言に対して、必要ある場合は、時間を制限することが出来る。
 3. 議事進行を妨げる行為をした会員に対して退場を命じることが出来る。
 4. 公正なる立場で議事を進行させなければならない。

第13章 改正

第65条 本規約の改正は生徒総会の承認後、学校長の承認を得て決定する。

附則

この生徒会規約は、2002年5月30日から執行するものとする。

附則（委員会名称変更に伴う改定）

この生徒会規約は、2008年6月17日から執行するものとする。

附則（生徒会役員会定数変更に伴う改定）

この生徒会規約は、2009年3月2日から執行するものとする。

附則（役員の任期の変更、会費の変更、会計監査の追加に伴う改定）

この生徒会規約は、2010年7月1日から執行するものとする。なお、生徒会費及び入会金は、2010年4月1日に遡及して適用するものとする。